

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）であるかどうかの判断は、以下の考え方により、判断する。

○ 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

①いじめを受けていた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。

○ 生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の調査・報告

① 重大事態発生の報告

生徒が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会を通じて、市長に重大事態の発生について報告する。

② 事実関係を明確にするための調査

学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 児童・生徒、保護者への情報提供

学校がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

(4) 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(5) フローチャート

→ 別紙

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、「いじめ対策委員会」を中心として、全職員による生徒指導全体会において、点検や基本方針の見直しを適宜行う。